

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数		
		当初	変更経過	最終(現時点)									
001	令和4年04月01日	クレジットカード会社との寄付金立替払契約について(京銀カードサービス株式会社、株式会社JCB)(ふるさとチョイス)	予定総額	5,390,000		5,390,000	行財政局総務部総務課	京銀カードサービス株式会社 株式会社ジェーシービー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
002	令和4年04月01日	ふるさと納税支援業務委託契約について(株式会社ジーユービー)	予定総額	15,400,000		15,400,000	行財政局総務部総務課	株式会社ジーユービー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
003	令和4年04月01日	ふるさと納税支援業務委託契約について(全日空商事(株))	予定総額	15,400,000		25,900,000	行財政局総務部総務課	全日空商事株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
004	令和4年04月01日	クレジットカード会社との寄付金立替払契約について(株式会社DGフィナンシャルテクノロジー)(ふるなび)	予定総額	8,682,300		8,682,300	行財政局総務部総務課	株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
005	令和4年04月01日	クレジットカード会社との寄付金立替払契約について(京都クレジットサービス、三愛UFJニコス)(ふるさとチョイス)	予定総額	5,390,000		5,390,000	行財政局総務部総務課	三愛UFJニコス株式会社 京都クレジットサービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
006	令和4年04月01日	ふるさと納税支援業務委託契約について(さとふる)	予定総額	46,200,000		46,200,000	行財政局総務部総務課	株式会社さとふる	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
007	令和4年04月01日	ふるさと納税支援業務委託契約について(トラストバンク)	予定総額	69,825,000		69,825,000	行財政局総務部総務課	株式会社トラストバンク	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
008	令和4年04月01日	ふるさと納税支援業務委託契約について(楽天)	予定総額	68,059,200		68,059,200	行財政局総務部総務課	楽天グループ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
009	令和4年04月01日	京都市ふるさと納税返礼調達・開発・案内状送付等業務委託(株式会社JT B、株式会社ITP、共同事業体)	予定総額	2,088,200,000		2,088,200,000	行財政局総務部総務課	株式会社JT B、株式会社ITP 共同事業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
010	令和4年04月01日	ふるさと納税支援業務委託契約について(ふるなび)	予定総額	226,815,000		226,815,000	行財政局総務部総務課	株式会社アイモバイル	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
011	令和4年04月20日	寄付に関するアドバイザー業務について(UFJ)	予定総額	165,000,000		165,000,000	行財政局総務部総務課	株式会社三愛UFJ銀行 三愛UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
012	令和4年08月01日	ふるさと納税支援業務委託契約について(J R 東日本)	予定総額	8,983,333		8,983,333	行財政局総務部総務課	東日本旅客鉄道株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
013	令和4年04月01日	令和4年度市庁舎案内業務委託		9,490,800		9,490,800	行財政局総務部庁舎管理課	アデコ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
014	令和4年04月01日	京都市役所公用車駐車場管理業務委託		42,547,000		42,547,000	行財政局総務部庁舎管理課	京都御池地下街株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
015	令和4年04月01日	令和4年度財務会計システム保守等業務委託		45,047,200		45,047,200	行財政局総務部総務事務センター	令和4年度行政業務情報化財務会計システム保守等業務委託複数事業者連合体	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品			
016	令和4年04月01日	令和4年度 庶務事務システム保守		43,905,620		43,905,620	行財政局総務部総務事務センター	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品			
017	令和4年04月01日	京都市C S 人専給与システム・Web 人給システム 令和4年度共済制度改正対応		67,426,865		67,426,865	行財政局総務部総務事務センター	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
018	令和4年04月01日	I P 告知システム保守業務委託		5,570,400		5,570,400	行財政局防災危機管理室	株式会社 DTSWEST	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
019	令和4年04月01日	280MHzデジタル同報無線システム保守業務委託		11,326,480		11,326,480	行財政局防災危機管理室	東京テレメッセージ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
020	令和4年05月31日	「京都市域の地震被害想定」策定業務		19,987,000		19,987,000	行財政局防災危機管理室	応用地質株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
021	令和4年04月01日	行政業務情報化人事給与システム保守委託契約		29,492,100		29,492,100	行財政局人事課	令和4年度行政業務情報化人事給与システム保守業務に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
022	令和4年04月01日	人事評価システム運用保守業務		6,545,000		6,545,000	行財政局人事課	株式会社ケー・デー・シー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
023	令和4年04月01日	定型業務の自動化に向けたRPA導入業務		17,638,940		17,638,940	行財政局人事課	西日本電信電話株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
024	令和4年04月01日	テレワーク用モバイルルータ等の通信回線費用		16,632,000		16,632,000	行財政局人事課	株式会社インターネットイニシアティブ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終(現時点)							
025	令和4年04月01日	リモートアクセス用ソフトウェア(MagicConnect)調達業務	12,101,760		12,101,760	行財政局人事課	扶桑電通株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
026	令和4年04月01日	令和4年度京都市職員定期健康診断(人間ドック代替分)にかかる委託契約	予定総額 56,054,982		56,054,982	行財政局人事課	京都市職員共済組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
027	令和4年04月01日	令和4年度京都市職員定期健康診断(節日健診代替分)にかかる委託契約	予定総額 19,110,168		19,110,168	行財政局人事課	京都市職員共済組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
028	令和4年04月01日	令和4年度包括外部監査契約	14,976,500円を上限とする金額		14,976,500円を上限とする金額	行財政局コンプライアンス推進室	藤田 晋代司	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
029	令和4年04月01日	令和4年度京都市電子入札システム保守管理業務委託	38,426,300		38,426,300	行財政局管財契約部契約課	令和4年度京都市電子入札システム保守管理業務複数事業者連合体	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品		
030	令和4年04月01日	京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等貸借業務	46,036,452		46,036,452	行財政局税務部税制課	京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等貸借業務に係るコンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	物品		
031	令和4年04月01日	税務オンラインシステム端末機器、個人市・府民税課税支援システム端末機器のSEサポート業務委託	7,920,000		7,920,000	行財政局税務部税制課	税務オンラインシステム端末機器、個人市・府民税課税支援システム端末機器のSEサポート業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
032	令和4年04月01日	京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおけるアプリケーション保守及び運用支援業務	22,385,000		22,385,000	行財政局税務部税制課	京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおけるアプリケーション保守及び運用支援業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
033	令和4年08月31日	個人市民税・府民税課税支援システムの再構築業務委託	216,374,811		216,374,811	行財政局税務部税制課	個人市民税・府民税課税支援システムの再構築業務コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品		
034	令和4年08月22日	令和4年度税制改正に伴う電子申告ホスト連携システム改修業務	8,849,940		8,849,940	行財政局税務部税制課	令和4年度 税制改正に伴う電子申告ホスト連携システム改修業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
035	令和4年09月27日	令和4年度税制改正に伴う税務オンラインシステム改修業務(システム開発)	49,252,350		49,252,350	行財政局税務部税制課	令和4年度 税制改正に伴う税務オンラインシステム改修作業コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品		
036	令和4年04月01日	令和4年度地方税電子申告システムの保守管理業務	5,923,500		5,923,500	行財政局税務部税制課	令和4年度地方税電子申告システムの保守管理業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
037	令和4年04月01日	電子申告審査システム等の運用管理に係る業務委託	5,856,180		5,856,180	行財政局税務部税制課	株式会社インテック	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	物品		
038	令和4年08月18日	個人市・府民税に関する問合せ対応等に伴う労働者派遣業務(区役所・支所)	予定総額 6,409,260		6,409,260	行財政局税務部税制課	株式会社パソナ パソナ京都	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品		
039	令和4年04月01日	令和4年度京都市固定資産税・都市計画税(土地・家屋)課税支援システムのサービス提供(運用保守)業務	78,640,100		78,640,100	行財政局税務部資産税課	「令和4年度 京都市固定資産税・都市計画税(土地・家屋)課税支援システムに係るサービス提供(運用保守)業務委託」コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品		
040	令和4年04月15日	令和6基準年度固定資産税(土地)評価替えに伴う路線価等付設業務委託(令和4年度)	38,094,100		38,094,100	行財政局税務部資産税課	大和不動産鑑定株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
041	令和4年07月20日	固定資産税(土地)に係る令和5年度の時点修正に関する業務委託	20,892,025		20,892,025	行財政局税務部資産税課	公益社団法人京都府不動産鑑定士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
042	令和4年08月16日	令和4年度管理不全空き家調査等業務委託	12,650,000		12,650,000	行財政局税務部資産税課	株式会社ゼンリン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
043	令和4年08月19日	令和6基準年度評価替えに係る標準宅地等の鑑定評価に関する業務委託	141,414,940		141,414,940	行財政局税務部資産税課	公益社団法人京都府不動産鑑定士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
044	令和4年04月01日	電力の供給(令和4年度)(市税事務所(ビル深光))	予定総額 11,425,785		11,425,785	行財政局市税事務所市民税室市民税第一担当	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品		
045	令和4年04月01日	令和4年度当初市民税・府民税特別徴収額通知書等作成印字、圧着、封入封緘及び配送等業務委託	17,633,000		17,633,000	行財政局市税事務所市民税室法人税務担当	トッパン・フォームズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	
046	令和4年06月22日	京都市納税お知らせセンター業務委託	17,270,000		17,270,000	行財政局市税事務所納税室収納対策担当	株式会社 セゾンパーソナルプラス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
047 令和4年04月01日	京都市滞納整理支援システム機能追加対応（電子預金照会）委託業務	9,871,180		9,871,180	行財政局市税事務所納税室収納対策担当	「京都市滞納整理支援システム機能追加対応（電子預金照会）」コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
048 令和4年09月30日	京都市滞納整理支援システム機能追加対応（共通納税システム税目追加対応）委託業務	24,852,190		24,852,190	行財政局市税事務所納税室収納対策担当	地方税共通納税システム税目拡大に係るシステム改修業務（滞納整理支援システム）コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
クレジットカード会社との寄付金立替払契約について（京銀カードサービス株式会社，株式会社 JCB）（ふるさとチョイス）
- 2 担当所属名  
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地  
東京都新宿区大久保3-8-2 住友不動産新宿ガーデンタワー  
京銀カードサービス株式会社  
株式会社ジェーシービー
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）5,390,000円
- 7 契約内容  
クレジットカード決済による寄付金の立替払契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
ふるさとチョイスを運営する株式会社トラストバンクがクレジットカード決済の取扱業者として、地域銀行カード各社を指定しているため
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
「ふるさとチョイス」上でクレジット決済を行う場合、株式会社トラストバンクが指定するクレジットカード会社との間で、クレジットカードの収納代行契約を締結する必要がある。同社はクレジットカード決済の取扱業者として、地域銀行カード各社を指定しているため、地域銀行カード各社を相手先に選定する。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
ふるさと納税支援業務委託契約について（株式会社ジーエーピー）
- 2 担当所属名  
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都品川区西五反田8丁目1番14号 最勝ビル4F  
株式会社ジーエーピー
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）15,400,000円
- 7 契約内容  
ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
「G-C a l lふるさと納税」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社ジーエーピーと契約する必要があるため
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
「G-C a l lふるさと納税」については、高額所得者を会員とするカード会社と連携したPR策の実施など、高額寄付者向けのサービスを充実させていることから、寄付単価が高く、本市への高額寄付が見込まれるものから契約を締結する。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
ふるさと納税支援業務委託契約について（全日空商事（株））
- 2 担当所属名  
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日  
（契約変更締結日）令和4年8月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区東新橋1-5-2  
全日空商事株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（変更前）（予定総額）15,400,000円  
（変更後）（予定総額）25,900,000円
- 7 契約内容  
ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
「ANAのふるさと納税」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である全日空商事株式会社と契約をおこなう必要があるため  
（変更契約理由）  
「ANAダイナミックパッケージクーポン」の取扱に関しては、ANAのふるさと納税サイトの運営会社である全日空商事株式会社しか対応できないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
主要ポータルサイトについて、利用自治体数、会員数、返礼品掲載数等を比較したところ、本ポータルサイトが優れており、高い増収効果が見込まれるため、これらを京都市ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
クレジットカード会社との寄付金立替払契約について（株式会社DGフィナンシャルテクノロジー）（ふるなび）
- 2 担当所属名  
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 デジタルゲートビル10階  
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）8,682,300円
- 7 契約内容  
クレジットカード決済による寄付金の立替払契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
「ふるなび」の運営会社であるアイモバイル株式会社がクレジットカード決済の取扱業者として、株式会社DGフィナンシャルテクノロジーを指定しているため
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
「ふるなび」の運営会社であるアイモバイル株式会社がクレジットカード決済の取扱業者として、株式会社DGフィナンシャルテクノロジーを指定しているため、相手先に選定する。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
クレジットカード会社との寄付金立替払契約について（京都クレジットサービス，三菱UFJニコス）（ふるさとチョイス）
- 2 担当所属名  
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地  
東京都文京区本郷3丁目33番5号  
三菱UFJニコス株式会社  
京都クレジットサービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）5,390,000円
- 7 契約内容  
クレジットカード決済による寄付金の立替払契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
ふるさとチョイスを運営する株式会社トラストバンクがクレジットカード決済の取扱業者として、地域銀行カード各社を指定しているため
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
「ふるさとチョイス」上でクレジット決済を行う場合、株式会社トラストバンクが指定するクレジットカード会社との間で、クレジットカードの収納代行契約を締結する必要がある。同社はクレジットカード決済の取扱業者として、地域銀行カード各社を指定しているため、地域銀行カード各社を相手先に選定する。



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
ふるさと納税支援業務委託契約について（さとふる）
- 2 担当所属名  
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都中央区京橋二丁目2番1号  
株式会社さとふる
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）46,200,000円
- 7 契約内容  
ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
「さとふる」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社さとふると契約をおこなう必要があるため
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
主要ポータルサイトについて、利用自治体数、会員数、返礼品掲載数等を比較したところ、本ポータルサイトが優れており、高い増収効果が見込まれるため、これらを京都市ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
ふるさと納税支援業務委託契約について（トラストバンク）
- 2 担当所属名  
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号  
株式会社トラストバンク
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）69,825,000円
- 7 契約内容  
ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
「ふるさとチョイス」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社トラストバンクと契約をおこなう必要があるため
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
主要ポータルサイトについて、利用自治体数、会員数、返礼品掲載数等を比較したところ、本ポータルサイトが優れており、高い増収効果が見込まれるため、これらを京都市ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
ふるさと納税支援業務委託契約について（楽天）
- 2 担当所属名  
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス  
楽天グループ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）68,059,200円
- 7 契約内容  
ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
「楽天ふるさと納税」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である楽天グループ株式会社と契約をおこなう必要があるため
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
主要ポータルサイトについて、利用自治体数、会員数、返礼品掲載数等を比較したところ、本ポータルサイトが優れており、高い増収効果が見込まれるため、これらを京都市ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市ふるさと納税返礼調達・開発・案内状送付等業務委託（株式会社 J T B 株式会社 I T P 共同事業体）
- 2 担当所属名  
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市中央区南本町二丁目6番12号 サンマリオンNBFタワー11階  
株式会社 J T B 株式会社 I T P 共同事業体
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）2,088,200,000円
- 7 契約内容  
ふるさと納税返礼調達・開発・案内状送付等業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、受託者の返礼品提案力、返礼品調達・発送能力等により、寄付者への訴求力に顕著な差異が現れるものであることから、主として価格以外の要素における競争によって業者を選定する必要があるため、プロポーザル方式で選定する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
プロポーザル方式により公募を行ったところ、当該事業者から応募があったため、募集要項に定める審査基準により評価した結果、委託事業者として認められたため、委託先として選定する。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
ふるさと納税支援業務委託契約について（ふるなび）
- 2 担当所属名  
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都渋谷区桜丘町22-14 N. E. S. ビルN棟2階  
株式会社アイモバイル
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）226,815,000円
- 7 契約内容  
ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
「ふるなび」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社アイモバイルと契約をおこなう必要があるため
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
主要ポータルサイトについて、利用自治体数、会員数、返礼品掲載数等を比較したところ、本ポータルサイトが優れており、高い増収効果が見込まれるため、これらを京都市ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
寄付に関するアドバイザリー業務について（UFJ）
- 2 担当所属名  
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和4年4月20日
- 4 履行期間  
令和4年4月20日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町10番地  
大阪市北区梅田2丁目5番25号  
株式会社三菱UFJ銀行京都支店  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）165,000,000円（株式会社三菱UFJ銀行との契約）
- 7 契約内容  
寄付に関するアドバイザリー業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
アドバイザリー業務の提供自体が三菱UFJ銀行のネットワーク等を前提とした業務であり、その業務の提供は三菱UFJ銀行のみが可能であるため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
三菱UFJ銀行はグループ企業含め国内最大級のネットワークを持ち、京都市の指定金融機関として長らくパートナー関係にあり、本市が抱える各種政策課題も熟知していることから、本アドバイザリー業務の委託先として選定する。  
本業務にはグループ企業のサービス提供も付帯していることから、併せて三菱UFJリサーチ&コンサルティングとも契約する。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
ふるさと納税支援業務委託契約について（J R 東日本）
- 2 担当所属名  
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和4年8月1日
- 4 履行期間  
令和4年8月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都渋谷区代々木二丁目2番2号  
東日本旅客鉄道株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）8,983,333円
- 7 契約内容  
ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
「J R E M A L L」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である東日本旅客鉄道株式会社と契約する必要があるため
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
東日本旅客鉄道株式会社が運営するポータルサイト「J R E M A L L」については、首都圏の主要駅・各路線での広告媒体を活用したPR力が高く、本市に対する寄付のうち多くを占める首都圏からの寄付の更なる増加が見込まれるものから、契約を締結する。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度市庁舎案内業務委託
- 2 担当所属名  
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町612番地四条烏丸ビル6F  
アデコ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
9,490,800円
- 7 契約内容  
令和4年度市庁舎案内業務委託（本庁舎、分庁舎）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本件業務は市役所の顔とも言うべき性格を有するものであり、市政運営上、片時の停滞も許されない極めて重要な業務であることを十分理解し、親切・丁寧な対応は言うまでもなく、国際的観光都市京都を自覚した上で、受託前における業務習熟のための研修や、習熟するまでの間の十分な態勢の確保など、受託業務を円滑に遂行できるよう、万全の体制で対応しなければならないものである。  
したがって、本契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するためには、価格以上に、これら要素を勘案し、契約の相手方を選定する必要があるため、指名型プロポーザル方式により参加資格を満たす業者にヒアリングを実施し、提出資料の分析等多様な視点から審査を行った結果、高品質で誠実な業務の執行が期待できたため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市役所公用車駐車場管理業務委託
- 2 担当所属名  
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区御池通寺町東入下本能寺前町492番地1  
京都御池地下街株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
42,547,000円
- 7 契約内容  
令和4年度京都市公用車駐車場の管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
保守管理契約の対象となる駐車場が京都市御池駐車場と、出入口、ゲート、泡消火設備等の構造物、設備機器類を共同使用しており、一体として適切に管理を行わないと管理責任の区分が不明確になるおそれがある。  
したがって、京都市公用車駐車場と京都市御池駐車場を一体的に管理できるのは、京都市御池駐車場の指定管理者である京都御池地下街株式会社のみであるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度財務会計システム保守等業務委託
- 2 担当所属名  
行財政局総務部総務事務センター
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区四条通麴屋町西入立売東町1  
令和4年度行政業務情報化財務会計システム保守等業務委託複数事業者連合体  
代表者 富士通Japan株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）  
45,047,200円
- 7 契約内容  
予算・収入・支出・決算等を行うための財務会計システムについての運用、保守等を行う。（運用管理保守業務、システム改修・保守業務、端末操作研修、システム関係問い合わせ対応、改善報告）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
財務会計システムは、本市が財務会計事務を行う上での基幹となるシステムであり、円滑に稼働しなければ、本市行政に大きな影響を及ぼす重要なシステムである。そのため、障害が生じた際の復旧作業においては、障害がハードウェアに起因するものか、アプリケーションに起因するものか、OSに起因するものか、ミドルウェアに起因するものか等について、迅速で正確な判断を行ったうえでシステムの改修や障害復旧作業を行うことを可能とする特殊技術が必要である。  
当該システムは、本市独自の仕様によるシステムであり、システムの不正な改ざん等を防止する目的から非公開としている。そのため、システムの運用等を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当該システムを開発し、現在に至るまで保守管理を委託している上記委託先のみが有しており、他の業者では実施することが不可能である。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

## 10 契約の相手方の選定理由

財務会計システムの当初開発は平成13年度に富士通株式会社と契約したものであり、この開発時において本改修委託に関連する部分については、再委託業者として株式会社さくらケーシーエス（ソフトウェアの一部の開発）及び株式会社イメージ（旧名都築通信技術株式会社、ハードウェアの開発）並びに富士通エフ・オー・エム株式会社（旧名 富士通オフィス機器株式会社、ソフトウェアの一部の開発）が携わったところである。

財務会計システムの設計開発に係る情報については、システムの不正な改ざん等を防止する目的から非公開としているので、以上のようなシステムの障害復旧、修正、追加等を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当システムを設計開発し、プログラム作成を行った富士通株式会社のみが有しており、他の業者では実施することが不可能なため、令和4年度行政業務情報化財務会計システム保守等業務委託複数事業者連合体 代表者 富士通株式会社京都支社を契約の相手方とするものである。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度 庶務事務システム保守
- 2 担当所属名  
行財政局総務部総務事務センター
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
43,905,620円
- 7 契約内容  
庶務事務システムの保守業務及び障害対応
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
庶務事務システムは、日本電気株式会社が本市との綿密な協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、日本電気株式会社が従前から権利を有する部分に関する著作権については、同社に帰属している。  
本件委託の内容には、同社に著作権が帰属している部分についての業務が多く含まれており、庶務事務システムの保守業務及び障害対応を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当システムを設計開発し、一部著作権が帰属する日本電気株式会社のみが有しており、他の業者では保守業務を行うことは不可能である。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市CS人事給与システム・Web人給システム  
令和4年度共済制度改正対応
- 2 担当所属名  
行財政局総務部総務事務センター
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
67,426,865円
- 7 契約内容  
令和4年10月の地方共済組合制度等の改正に伴う人事給与システム等の改修
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
CS人事給与システム及びWeb人給システムは、日本電気株式会社が本市との綿密な協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、日本電気株式会社が従前から権利を有する部分に関する著作権については、同社に帰属している。  
本件委託の内容には、同社に著作権が帰属している部分についてのシステム改修が多く含まれており、人事給与システムの改修を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当システムを設計開発し、一部著作権が帰属する日本電気株式会社のみが有しており、他の業者ではシステムを改修することは不可能である。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
I P 告知システム保守業務委託
- 2 担当所属名  
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町444  
株式会社 D T S W E S T
- 6 契約金額（税込み）  
5, 570, 400円
- 7 契約内容  
I P 告知システムについて、電気関係法令に基づく点検に加え、障害発生時に京都市からのオンコールによる復旧作業体制を確保するため、保守業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
I P 告知システムについては、株式会社D T S W E S Tが構築しており、システム詳細設計については一般に公開しておらず、開発業者以外の業者が保守管理を行うことは、システム構築業者と保守業者の責任区分が不明確となり、システム障害等が発生した場合の障害対応が困難になるなど、契約の目的を達成できないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
280MHzデジタル同報無線システム保守業務委託
- 2 担当所属名  
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区西新橋2-35-2  
東京テレメッセージ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
11,326,480円
- 7 契約内容  
280MHzデジタル同報無線システムの運用維持（衛星回線、5G設備等使用料等）及びシステム障害監視に加え、障害発生時のリモート障害対応を行う体制を整える。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
280MHzデジタル同報無線システムを開発・構築し、システムの根幹となる280MHzデジタル無線機の無線免許を保持しているのは、東京テレメッセージ株式会社である。  
本システムの詳細は一般に公開されていないこと、無線免許人以外がシステム運用及び障害対応等（無線機調整等）を行ってはならないことから他の事業者が運用・保守業務を行うことは不可能である。  
よって、他社との競争が成立せず競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
「京都市域の地震被害想定」策定業務
- 2 担当所属名  
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日  
令和4年5月31日
- 4 履行期間  
契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
滋賀県大津市京町四丁目4番23号 アソルティ大津京町  
応用地質株式会社 京滋営業所
- 6 契約金額（税込み）  
19,987,000円
- 7 契約内容  
本市における地震防災施策の指針とするため、「京都市第3次地震被害想定」を策定した平成15年以降の京都市域における建築物やインフラ設備等の耐震化の状況を反映させた地震被害想定を策定する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
業務の性質上、受託事業者を価格競争だけで決定するのではなく、企画提案内容により、仕様書以外の追加要素などを総合的に評価する必要があることから、公募型プロポーザル方式により、選定した事業者と随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
行政業務情報化人事給与システム保守委託契約
- 2 担当所属名  
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
令和4年度行政業務情報化人事給与システム保守業務に係るコンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
コンソーシアム代表社 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
29,492,100円
- 7 契約内容  
京都市人事給与システムの保守運用管理

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

「行政業務情報化人事給与システム」は、日本電気株式会社が本市との協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、同システムに含まれる一部の既存のプログラムプロダクト（プログラムの部品）については、同社が著作権を持っており、本市は使用権のみを与えられているに過ぎない。これらのプログラムプロダクトの中には、データ変換等システムの稼動に必要なツール、サーバ運用に必要なツール及び端末側における処理に必要なツールが含まれており、同システムの維持・保守に際していずれも必須となるものである。これらについて、日本電気株式会社は、本市から第三者への使用権の譲渡及び貸借を認めないため、同社以外が既存の機能を損なうことなく維持・保守を行うことは不可能である。

また、同システムは、統括管理部門を日本電気株式会社が担当する一方、システム運用・保守業務については、NECソリューションイノベータ株式会社が担当し、分担して受託業務の履行を行っているため、双方と契約を行うために、日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムに本業務を委託する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
人事評価システム運用保守業務
- 2 担当所属名  
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区虎ノ門4-2-12  
株式会社ケー・デー・シー
- 6 契約金額（税込み）  
6,545,000円
- 7 契約内容  
京都市の人事評価システムについての運用・保守を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当該システムについては、平成25年度中に実施した公募型プロポーザルにより選定された事業者（上記5の事業者と同一）の保有するパッケージソフトウェアを、本市制度向けにカスタマイズしたものである。  
システムの保守・運用管理に当たっては、実施事業者はプログラムの内部情報等を十分に把握しておく必要があるが、当該システムの知的財産権は1の委託業者が有しており、その情報は非公開となっているため、当該事業者以外では運用保守は不可能である。  
このため、上記5の事業者との間で随意契約を締結することとする。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
定型業務の自動化に向けたRPA導入業務
- 2 担当所属名  
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区烏丸三条上ル場之町604  
西日本電信電話株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
17,638,940円
- 7 契約内容  
RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）ソフトウェア・実行プログラム等の提供・保守及びRPA操作研修の委託業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本市業務には、定型的な業務が幅広く存在しており、本市職員は定型作業に多くの時間を要している。そこで、RPAを導入することで、作業時間を削減し、行政事務の効率化と市民サービスの向上を図ることを目的としている。  
したがって、単にRPAツールであれば何でもよいということではなく、上記目的を達成するため、多くのアプリケーションに対応できるか、多くの職員が容易に扱える操作性等が求められる。加えて、シナリオ作成に係る研修体制、適切なセキュリティ対策が必要である。  
そのため、当該業務の調達契約は価格競争である競争入札には適さないことから、随意契約を締結する。  
また、当該システムの利用環境及び令和元年度から令和三年度に作成されたシナリオを利用できるシステムを提供できるのは、西日本電信電話株式会社のみであるため、西日本電信電話株式会社を契約の相手方とする。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
テレワーク用モバイルルータ等の通信回線費用
- 2 担当所属名  
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区富士見2丁目10番2号  
株式会社インターネットイニシアティブ
- 6 契約金額（税込み）  
16,632,000円
- 7 契約内容  
テレワーク（モバイルワーク、在宅勤務）を実施するにあたり、自宅から勤務先を結び付けるインターネット環境を構築するための、通信回線にかかる費用。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
テレワークの実施にあたり、令和2年3月にテレワーク（在宅勤務、モバイルワーク）に係る通信環境を構築し、現在においても継続して活用している。本契約の相手方は、現在構築しているテレワークに係る通信回線及びモバイルルータの契約先である。仮に、別の事業者と契約した場合、現在貸与しているモバイルルータ500台及びタブレット端末100台を回収し、SIMカードを入れ替えた後、初期設定を行う等膨大な作業が発生する。上記のことから現在貸与しているモバイルルータを回収することがなく、通信回線を提供できる唯一の相手方として株式会社インターネットイニシアティブと契約する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
リモートアクセス用ソフトウェア (MagicConnect) 調達業務
- 2 担当所属名  
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸通押小路ル秋野々町535  
扶桑電通株式会社
- 6 契約金額 (税込み)  
12,101,760円
- 7 契約内容  
テレワーク (モバイルワーク、在宅勤務) を実施するにあたり、自宅等から職場PCへのリモートアクセスに必要である、専用ソフトウェア (1,200ライセンス) の調達費用。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
新型コロナウイルス感染症防止対策等に係るテレワークの実施にあたり、令和2年3月からテレワーク実施環境を構築し、現在においても継続している。仮に、当該ソフトウェア以外の製品を使用した場合、現在構築しているテレワーク用環境 (通信回線、運用委託等) を利用できず、別途一からシステム構築を行うなど、多額の費用が発生してしまうため、引き続き当該ソフトウェアを調達する。  
また、本契約の相手方は、現在利用中のソフトウェアと管理サーバを同一とすることができる唯一の相手方である。仮に、別の事業者と契約した場合、現在利用中のソフトウェアとは別の管理サーバを構築することとなるため、複数のサーバを管理する負担の発生及び同一サーバ内でないとモバイルワーク制度が実施できない等運用上の不具合が発生する。  
上記により、現在利用中のソフトウェアと管理サーバを同一とすることができる扶桑電通株式会社を、唯一の相手方として契約する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度京都市職員定期健康診断（人間ドック代替分）にかかる委託契約
- 2 担当所属名  
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市職員共済組合
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額） 56,054,982円
- 7 契約内容  
定期健康診断の代替として、人間ドック（共済組合実施）の受診を希望する職員を対象として、人間ドックの定期健康診断相当分について、共済組合に委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
以下の理由により、京都市職員共済組合（以下「共済組合」という。）と委託契約を締結。
  - (1) 本市では、労働安全衛生法第66条に基づき、職員に対する定期健康診断（以下「定期健診」という。）を実施しており、人間ドックの受診結果のうち、定期健診相当分の結果の提出をもって、本市実施の定期健診受診の代替とすることを認めている。
  - (2) 定期健康診断（人間ドック代替分）の受診率向上の観点において、職員の勤務地や居住地に近い健診機関を選択できるなど、希望する健診機関で受診できることが重要であり、共済組合は、29の健診機関（市内28、市外1）と人間ドックの委託契約を締結しており、これほど多くの健診機関と提携し得るところは共済組合以外にない。
  - (3) 共済組合は、組合員である人間ドック受診者に対して受診費用を補助しており、本人負担が少額で済むことから、本市職員が人間ドックを受診する際は、同事業を利用することが通常である（京都市が定期健診（人間ドック代替分）に係る業務を共済組合以外に委託した場合、本市職員は共済組合の補助を受けられない。）。  
上記の理由により、受診者を減少させることなく、定期健診（人間ドック代替分）を実施するための委託先は、共済組合以外にない。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度京都市職員定期健康診断（節目健診代替分）にかかる委託契約
- 2 担当所属名  
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市職員共済組合
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額） 19,110,168円
- 7 契約内容  
定期健康診断の代替として、人間ドック（共済組合実施）の受診を希望する職員を対象として、人間ドックの定期健康診断相当分について、共済組合に委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
以下の理由により、京都市職員共済組合（以下「共済組合」という。）と委託契約を締結。
  - (1) 本市では、節目の年齢（35歳、45歳、55歳及び59歳）の職員（定期健康診断の代替とすることを申し立てた者のみ）について、疾病り患の予防を目的とし、人間ドック実施機関（以下「健診機関」という。）において、通常の定期健診項目より更に精密な検査を受けることができる京都市職員節目健康診断（以下「節目健診」という。）を実施している。
  - (2) 節目健診の受診率向上の観点において、職員の勤務地や居住地に近い健診機関を選択できるなど、希望する健診機関で受診できることが重要であり、共済組合は、29の健診機関（市内28、市外1）と人間ドックの委託契約を締結しており、これほど多くの健診機関と提携し得るところは共済組合以外にない。
  - (3) 共済組合は、組合員である節目健診受診者に対して受診費用を補助しており、本人負担はないことから、本市職員が節目健診を受診する際は、同事業を利用することが通常である（京都市が節目健診に係る業務を共済組合以外に委託した場合、本市職員は共済組合の補助を受けられない。）。  
上記の理由により、受診者を減少させることなく、定期健診（人間ドック代替分）を実施するための委託先は、共済組合以外にない。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度包括外部監査契約
- 2 担当所属名  
行財政局コンプライアンス推進室
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区大宮通寺之内上る2丁目西入社横町283番地の1  
堀田 喜代司
- 6 契約金額（税込み）  
14,976,500円を上限とする金額
- 7 契約内容  
監査を行い、監査の結果に関する報告を提出する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
包括外部監査契約については、地方自治法により、普通地方公共団体の財産管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有し、且つ公認会計士や税理士等の特定の資格を有する者に契約の相手方が限定され、あらかじめ監査委員の意見を聴いたうえで、議会の議決を経て契約を締結しており、価格のみにより相手方を選定する競争入札には適さないため、随意契約により契約を締結している。  
契約の相手方の選定にあたっては、関係団体（当該契約にあたっては、日本公認会計士協会京滋会）に複数の候補者の推薦を依頼し、選考を行い決定している。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度京都市電子入札システム保守管理業務委託
- 2 担当所属名  
行財政局管財契約部契約課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1京都フコク生命四条柳馬場ビル  
令和4年度京都市電子入札システム保守管理業務複数事業者連合体  
代表者 富士通 J a p a n 株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）  
38,426,300円
- 7 契約内容  
電子入札システム一式の運用保守業務、システム改修保守業務、プロジェクト管理、オンサイトヘルプデスク業務、来庁入札システム保守及び障害時対応
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務委託は、次に掲げる理由により、契約の相手方が特定されるため、その性質又は目的が競争入札に適しておらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当することから、令和4年度京都市電子入札システム保守管理業務複数事業者連合体 代表者 富士通 J a p a n 株式会社と随意契約を締結したものです。

  - (1) 運用保守業務  
運用保守業務の対象は、本市の電子入札システムのために開発したソフトウェア及び機器である。電子入札システムのソフトウェアは、システムの標準化を図る目的で、「電子入札コアシステム開発コンソーシアム」により開発された電子入札コアシステムを基に、本市財務会計システムと一体のものとして構築され、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムによって構成されている。したがって、これらのすべてのシステムに熟知していなければ、運用保守業務を履行することができず、業務の履行が可能な者は、電子入札システムの開発業者である富士通株式会社から、当該業務を承継（令和3年4月1日効力発生）した富士通 J a p a n 株式会社他に限られる。
  - (2) システム改修・保守業務  
システム改修・保守業務の対象は、運用保守業務の対象と同一である本市の電子入札システ

ムのために開発したソフトウェアである。本業務は、これらのソフトウェア等の改修作業を行わせるものである。したがって、業務の履行のためには、運用保守業務の履行の場合と同様に、現行のソフトウェア等に関する詳細な技術情報が必要となる。これらのソフトウェア等は、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムによって構成されている。したがって、これらのすべてのシステムに熟知していなければ、システム改修・保守業務を履行することができず、業務の履行が可能な者は、電子入札システムの開発業者である富士通株式会社から、当該業務を承継（令和3年4月1日効力発生）した富士通 J a p a n 株式会社他に限られる。

(3) オンサイトヘルプデスク業務

オンサイトヘルプデスク業務については、運用保守業務の対象範囲、システム改修・保守の対象範囲の両方を含んでおり、トラブルの発生時には全システムの動作に関する詳細な知識が必要とされる。これらのシステム全般に関する知識を最も豊富に有しているのは、電子入札システムの開発業者である富士通株式会社から、当該業務を承継（令和3年4月1日効力発生）した富士通 J a p a n 株式会社他である。

(4) 来庁システム保守

来庁システム保守の対象は、本市の電子入札システムに参加するための専用端末を利用するために開発したソフトウェアである。来庁入札システムのソフトウェアは、「電子入札コアシステム開発コンソーシアム」により開発された電子入札コアシステムを基に、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムによって構成されている。したがって、これらのすべてのシステムに熟知していなければ、保守業務を履行することができず、業務の履行が可能な者は、電子入札システムの開発業者である富士通株式会社から、当該業務を承継（令和3年4月1日効力発生）した富士通 J a p a n 株式会社他に限られる。

(5) 障害時対応

システムにおける障害の発生時には、障害の状況の把握、原因の分析、原因箇所の特定、対処方法の案出、障害復旧作業の実施を行うこととなる。電子入札システムは本市財務会計システムと一体のものとして構築されており、障害の原因の分析及び原因箇所の特定の際には、財務会計システムに関する詳細な知識又は技術情報が必要となる。本市財務会計システムに関する詳細な技術情報は、財務会計システムの開発業者である富士通株式会社他のみが有しているため、最も迅速、かつ正確に原因分析を行うことができるのは、電子入札システム及び財務会計システムの両方の開発業者である富士通株式会社から、当該業務を承継（令和3年4月1日効力発生）した富士通 J a p a n 株式会社他である。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等賃貸借業務

2 担当所属名

行財政局税務部税制課

3 契約締結日

令和4年4月1日

4 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等賃貸借業務に係るコンソーシアム

(代表)

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

株式会社J E C C

6 契約金額 (税込み)

46,036,452円

7 契約内容

税務オンラインシステム及び個人市・府民税課税支援システムの端末機器等のリース (再リース) 契約を締結するもの

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

本市において大型汎用機を用いて電算処理を行っているシステムは、日本電気株式会社製の大型汎用電子計算機 (以下「ACOSシステム」という。) の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われているものであり、動作保証のある機器等を接続して使用し、各種機能を正常に動作させなければ、ACOSシステムの運用に支障が生じ、ひいては課税及び納税業務、各種税証明書発行、通知書発行等が停止するなど、市民生活に大きな影響を与えることとなる。

また、「京都市個人市・府民税課税支援システム」で利用する各機器は、ACOSシステムの機能の一部である「税務オンラインシステム」とそのネットワークや動作環境等を共用しているため、正常に動作させるための各種条件等はACOSシステムと同じである。

これらを踏まえ、既存の各種システム等の機能を損なうことなく、安定的なシステムの稼働環境を保守、運用するため、また、これまで利用してきた各種機器等を引き続き再リースするため、これを供給することができる企業及びACOSの製造元であり、保守、運用等を担うことができる日本電気株式会社等の企業で構成する「京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課



税支援システム端末機器等賃貸借業務に係るコンソーシアム」と契約を締結するものである。

9 根拠法令

■地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

□地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
税務オンラインシステム端末機器、個人市・府民税課税支援システム端末機器のS Eサポート業務委託
- 2 担当所属名  
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
税務オンラインシステム端末機器、個人市・府民税課税支援システム端末機器のS Eサポート業務委託コンソーシアム  
(代表)  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額(税込み)  
7,920,000円
- 7 契約内容  
税務オンラインシステム端末機器及び個人市・府民税課税支援システム端末機器の障害発生時に調査及びその復旧に向けた対処を行う。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
税務オンラインシステムは日本電気株式会社製のエミュレーターソフトであるETOS J Xにより動作している。  
このETOS J Xについては、その動作環境としての対象機器が日本電気株式会社製に限られているため、日本電気株式会社製の機器を使用している。  
また、本市の税務オンラインシステムについては、日本電気株式会社製の大型汎用機及び関連する各種サーバー等を利用した動作環境において稼働するものであり、個人市・府民税課税支援システムは税務オンラインシステムと端末を共有している。  
ETOS J X及び大型汎用機に関する詳細な技術情報は、日本電気株式会社が有しており、また、日本電気株式会社製の大型汎用機の利用を前提とする環境下において税務オンラインシステム及び個人市・府民税課税支援システムが適切に稼働するための設定や保守、動作保証、障害発生時の対応などを行うことができるのは、日本電気株式会社及び当該技術情報の使用を許諾するNECソリューションイノベータで構成された、当コンソーシアムの他にないことから随意契約を締結するも

のである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおけるアプリケーション保守及び運用支援業務

### 2 担当所属名

行財政局税務部税制課

### 3 契約締結日

令和4年4月1日

### 4 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおけるアプリケーション保守及び運用支援業務コンソーシアム

(代表)

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社

### 6 契約金額（税込み）

22,385,000円

### 7 契約内容

京都市個人市・府民税課税支援システムとは、データ又は書面により提出された課税資料を各個人別に名寄せ、管理するシステムであり、国税連携データ管理システムは国税庁からの確定申告データを管理し課税支援システムに連携させるシステムである。両システムは、現在税務関連部署において個人市民税賦課の根拠資料を統合、管理しているものであり、本市が課税事務を適法かつ適正に執行するためには、システムの安定稼働が不可欠の条件となることから、その安定稼働を確保するため、保守管理及びデータ処理や各種設定業務等の運用支援業務を委託する。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムは、本市が独自に開発したものであるが、長期的に安定してシステム稼働を確保する必要がある。当該システムの機能改善、機能追加、新たなプログラム作成等については日本電気株式会社とNECソリューションイノベータで構成されるコンソーシアムが担っており、当該プログラムの仕様等に係る詳細情報は一般に公開されるものではない。そのため、本契約の目的を達成することができるのは当コンソーシアムに特定されることから、これを相手方として随意契約するものとする。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号  
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
個人市民税・府民税課税支援システムの再構築業務委託
- 2 担当所属名  
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日  
令和4年8月31日
- 4 履行期間  
契約締結の翌日から令和6年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
個人市民税・府民税課税支援システムの再構築業務コンソーシアム  
(代表)  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8  
日本電気株式会社
- 6 契約金額 (税込み)  
216,374,811円
- 7 契約内容  
平成23年度に本市独自でスクラッチ開発を行い継続使用してきた個人市民税・府民税課税支援システムについて、パッケージシステムに置き換えるもの。サーバ等の稼働環境を含めたシステムの再構築のほか、ACOS市民税システム(税務オンラインシステム)の改修、現在利用中の各種システムからの移行データ抽出及び端末設定変更作業を行う。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
税務オンラインシステムは、日本電気株式会社製の大型汎用コンピュータであるACOS上で稼働するシステムであることから、税務オンラインシステムから各データを抽出し、再構築を行う個人市民税・府民税課税支援システム用のデータを編集することができるのは、ACOSに関する詳細な技術情報及びソフトウェアの著作権を有する日本電気株式会社のみである。  
また、現行の個人市民税・府民税課税支援システム、税務オンラインシステム及び新旧連携システム等の関連システム間の連携構成をはじめ、本市ネットワーク基盤(基幹系ネットワーク、クラウド基盤)との関連性を熟知・精通している業者についても、これらを構築し保守を実施している日本電気株式会社のみである。  
については、本業務を委託することができるのは、日本電気株式会社を代表とする当該コンソーシアムの他になく、契約の相手方が特定されるため、随意契約の方法により調達を行う。  
なお、本業務の履行に当たっては、日本電気株式会社が著作権を有するソフトウェアの使用等を許諾するNECソリューションイノベータ株式会社、ACOS使用機器の設定・設置について実績

を持ち、責任を持ってハードウェア等の環境構築を担うことができるNECフィールドディング株式会社、ACOSをはじめ数多くの地方自治体の基幹系システムとの連携実績を持つ個人住民税のパッケージソフト開発事業者である株式会社リードコナンと共同することで受託業務の履行が可能であるとの申出があったが、本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社を代表とした、NECソリューションイノベータ株式会社、NECフィールドディング株式会社及び株式会社リードコナンをメンバーとして構成される当該コンソーシアムを契約の相手方として選定するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度税制改正に伴う電子申告ホスト連携システム改修業務
- 2 担当所属名  
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日  
令和4年8月22日
- 4 履行期間  
令和4年8月22日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
令和4年度 税制改正に伴う電子申告ホスト連携システム改修業務コンソーシアム  
(代表)  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額(税込み)  
8,849,940円
- 7 契約内容  
税制改正に伴って、法人市民税に係る申告書の様式が新たに追加されることに対応するため、システムの改修を委託するもの。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
本業務でシステム改修の対象とする電子申告ホスト連携システムは、地方税ポータルシステムと税務オンラインシステム(日本電気株式会社製の大型汎用機において稼働しているシステム)の間においてデータを連携させるため、そのデータの変換を担っているシステムである。  
本業務は、税制改正に伴って、法人市民税に係る申告書の様式が新たに追加されることに対応するため、当該システムを改修することを目的とするものである。  
本業務については、当該システムのプログラムを理解し、改修が必要となる範囲や改修に伴って生じる影響などを把握したうえでシステムの改修を実施しなければならないものであり、場合によっては当該システムが担う他の税目等の処理や、接続する他のシステムに障害等が生じるものである。  
この場合、既存のシステムの保守・運用を担っているNECを代表とする当該コンソーシアムでなければ、原因究明や復旧対応などの対処が困難であり、責任区分も不明瞭となる。  
については、本業務は既存の機械設備、情報システム等の保守管理等を受託している日本電気株式会社を代表とする当該コンソーシアムでなければ履行できない業務であるため、当該コンソーシアムを契約の相手方として随意契約の方法により契約を締結するものである。



9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度税制改正に伴う税務オンラインシステム改修業務（システム開発）
- 2 担当所属名  
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日  
令和4年9月27日
- 4 履行期間  
令和4年9月27日から令和5年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
令和4年度 税制改正に伴う税務オンラインシステム改修作業コンソーシアム  
（代表）  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
49,252,350円
- 7 契約内容  
税制改正に伴って、法人市民税に係る申告書の様式が新たに追加されることに対応するため、システムの改修を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務でシステム改修の対象とする税務オンラインシステムは、日本電気株式会社製の大型汎用コンピュータであるACOS上で稼働するシステムであることから、税務オンラインシステムのプログラムの範囲や影響などを理解したうえで、他の税務事務に係るプログラムも考慮し、法人市民税に係るシステム改修を実施できるのは、ACOSに関する詳細な技術情報及びソフトウェアの著作権を有する日本電気株式会社のみである。  
税務オンラインシステムを改修する本業務委託契約は、「排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達」に該当し、契約の相手方が特定されるため、随意契約の方法により調達を行う。  
なお、本業務の履行に当たっては、日本電気株式会社が著作権を有するソフトウェアの使用を許諾する株式会社ワードシステムと共同することで受託業務の履行が可能であるとの申出があったが、本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社を代表とした、株式会社ワードシステムをメンバーとして構成される当該コンソーシアムを委託先として選定するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度地方税電子申告システムの保守管理業務
- 2 担当所属名  
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
令和4年度地方税電子申告システムの保守管理業務コンソーシアム  
(代表)  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額(税込み)  
5,923,500円
- 7 契約内容  
地方税電子申告システムにおけるハードウェア並びにホスト連携システム、eL-Tworks及びソフトウェアの保守に関するサービスの提供を行う。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
  - (1) 当該地方税電子申告システムは、日本電気株式会社が開発、保守を担っているものであり、eLTAXから受信したデータを本市の既存システムと連携できるよう、データの変換を行うなどの処理を担っているものである。当該システムの技術情報については、日本電気株式会社が権利を保有し、NECソリューションイノベータ株式会社のみ利用許諾を受けている。  
については、当該システムの技術情報を保有し深く理解できないと障害の切り分けやリカバリの対応、その他の保守に時間を要したり、責任区分があいまいになるなど、安定的なシステムの稼働に大きな影響が生じることから、当該システムの技術情報を保有及び利用可能な業者に委託する必要がある。
  - (2) 本市の地方税電子申告システムは、日本電気株式会社が保守を実施している市民税課税支援システム及び同社が開発、保守を実施している税務オンラインシステムとデータ連携を行い、通信機器(物理)は基幹システムと共用しているなど、各種システムと接続している。  
については、接続している他のシステムの保守管理業者以外では、障害発生時等における責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、当該契約の目的を達成することができない。

以上のことから、当該契約内容を履行することができるのは、日本電気株式会社を代表とし、N E Cソリューションイノベータ株式会社を構成員とする当該コンソーシアムに特定されることから、これを相手方として随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号  
 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
電子申告審査システム等の運用管理に係る業務委託
- 2 担当所属名  
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府中央区久太郎町1丁目6番29号 フォーキャスト堺筋本町ビル  
株式会社インテック
- 6 契約金額（税込み）  
5,856,180円
- 7 契約内容  
株式会社インテックの管理運用するサーバを京都市が地方税電子申告システムの審査サーバとして利用するため、その運用管理業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
地方税に係る電子申告については、地方税共同機構が所管する電子申告システム（eLTAX）を利用しているが、当該システムと接続して稼働する電子申告の審査システムについては、同機構の認定を受けた事業者のみがサービスを提供できるものである。同機構の認定を受けた事業者のうち、これまで本市が利用している電子申告審査システムを保守、運用しサービスを提供することができるのは、株式会社インテックのみである。  
なお、電子申告審査システムの当初導入に当たっては入札により調達したものであるが（令和3年4月1日付けの事業移管前のT I S株式会社と契約）、毎年、当該システムを置き換える（リプレイスする）場合と比して、現在利用しているシステムを継続して利用の方が明らかに経費は安価である。  
以上のことから、株式会社インテックを契約の相手方とし、契約を締結するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
個人市・府民税に関する問合せ対応等に伴う労働者派遣業務（区役所・支所）
- 2 担当所属名  
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日  
令和4年8月18日
- 4 履行期間  
令和4年8月18日から令和4年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区四条通烏丸上ル笋町691番地  
株式会社パソナ パソナ京都
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）6,409,260円
- 7 契約内容  
区役所・支所に設置する問合せ窓口において、個人市・府民税に関する問合せ対応等を行うスタッフを配置するため、労働者派遣契約を締結するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
新型コロナウイルス感染症の影響による生活資金の支援策として、京都府社会福祉協議会（以下「府社協」という。）が実施している「生活福祉資金特例貸付」について、償還免除申請の受付の開始に当たり（令和4年9月30日締切）、当該貸付の借受人（京都市在住2万7千世帯）に対し、府社協において案内文を発送したことに伴い、当該貸付の借受人等が、必要書類の「市・府民税課税証明書（以下「課税証明書」という。）」を請求するため、区役所・支所市民窓口課等の証明書発行窓口への来庁が急増している（市民窓口課における令和4年6月の課税証明書発行件数は、令和3年度比29.5%増）。  
そのうえ、府社協が提出を求める課税証明書においては、「税額0円」と明記されている必要があることから、給与や年金の支払いを受けておられない方で、確定申告を行っておられない方は、事前に市税事務所へ市・府民税申告書を提出しなければならないが、府社協の案内文にこのことを明示していないことから、府社協による審査の結果、今後、市・府民税申告書の提出、申告後の課税証明書の再請求が急増することは明らかである。  
本市ホームページでも広く周知している新型コロナウイルスに関する支援制度に係る一時的かつ大量の事務処理に対応するため、緊急措置として、区役所・支所における来庁者の整理、当該事業に係る問合せへの対応や説明等を行う要員を配置する必要があることから、本件労働者派遣業務を調達することとするが、現に生じている混乱を速やかに収束する必要があるとともに、当



該貸付の償還免除申請期限である9月30日までの一定期間に要員を配置しなければ調達目的を満たさないことを鑑みると、再度の入札に付する時間がなく、随意契約により本件労働者派遣業務の契約を締結する。

なお、契約の相手方の選定においては、令和4年7月に入札公告を行ったが、入札者がなく、また予定価格の範囲内で随意契約を締結することが出来なかったため、複数事業者の見積書による合見積を実施し、その結果、最も優れた単価の見積書を提出した株式会社パソナを選定するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムに係るサービス提供（運用保守）業務
- 2 担当所属名  
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
「令和4年度京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムに係るサービス提供（運用保守）業務委託」コンソーシアム  
（代表）  
岡山県岡山市南区豊成二丁目7番16号  
株式会社両備システムズ
- 6 契約金額（税込み）  
78,640,100円
- 7 契約内容  
土地及び家屋に係る固定資産税等の賦課に係る事務処理に当たり、株式会社両備システムズを代表とするコンソーシアムにより開発された課税支援システムについて、年間のサービス提供（運用保守）を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
対象のシステムは、平成29年度のプロポーザルにおいて選定したコンソーシアム構成企業各社が著作権を有する各システムを本市用に統合的に構築したものであり、本業務を履行することができるのは、構築を実施した同コンソーシアムに限られるため。また、本委託契約におけるシステムの障害発生時に、障害の状況の把握、原因の分析、原因箇所の特定、対処方法の案出、障害復旧作業を行えるのは、本システムに関する詳細な知識及び技術を保有する同コンソーシアムに限られるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6基準年度固定資産税（土地）評価替えに伴う路線価等付設業務委託（令和4年度）
- 2 担当所属名  
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日  
令和4年4月15日
- 4 履行期間  
令和4年4月16日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地  
大和不動産鑑定株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）  
38,094,100円
- 7 契約内容  
令和6年度評価替えに向けて客観的な基準による適正かつ均衡の取れた路線価を付設する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、令和6基準年度評価替えに向け、路線価を付設する業務を行うものである。固定資産（土地）評価の適正化及び公平化を図るために、不動産鑑定評価等に携わる専門的な立場から見直しを行い、土地の評価替え業務を適正かつ安定的に行うためには、地方税法や固定資産評価基準のみならず、関連法令も含めた幅広い知識の習得が不可欠であり、高度な専門性が求められるため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
固定資産税（土地）に係る令和5年度の時点修正に関する委託業務
- 2 担当所属名  
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日  
令和4年7月20日
- 4 履行期間  
令和4年7月21日から令和4年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区間之町通御池下る綿屋町520番地1 京ビル2号館6階  
公益社団法人京都府不動産鑑定士協会
- 6 契約金額（税込み）  
20,892,025円

### 7 契約内容

地方税法附則第17条の2の規定により総務大臣が定める修正基準に基づき、令和4年1月1日から令和4年7月1日までの期間における地価の変動率（以下「時点修正率」という。）を令和5年度土地評価に反映させるため、鑑定による時点修正率の把握及び調整業務並びに帳票の作成等にこれに付随する業務を委託するもの。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務は、時点修正率を把握するための鑑定評価を不動産鑑定士に行わせようとするものであり、不動産鑑定に関する高度の専門知識と固定資産税評価に関する知識に精通している者が当たる必要がある。また、時点修正率を把握するためには、本市における土地の価格形成要因を的確に把握する必要があるが、土地の価格形成要因は地域性が強いことから、本市の実情に精通している不動産鑑定士に鑑定評価を実施させる必要がある。

公益社団法人京都府不動産鑑定士協会（以下「鑑定士協会」という。）は、京都府内に勤務箇所を有する不動産鑑定士を正会員とする公益社団法人であり、本市の実情に精通し、本市における土地の価格形成要因を最も的確に把握しており、不動産鑑定士に対する指導・助言及び統括的事務を行うことができる委託先は他に見当たらない。また、契約の相手方は平成9年度以降の本市における時点修正に関する業務を受託しており、信頼すべき実績を有している。

以上のことから、本業務の委託者として、鑑定士協会が、業務、実績ともに優れており、他に同等の業務を行うことができる委託業者がないため、同法人と随意契約を行うものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号  
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度管理不全空き家調査等業務委託
- 2 担当所属名  
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日  
令和4年8月16日
- 4 履行期間  
令和4年8月17日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区壬生賀陽御所町3番地1 京都幸ビル4F  
株式会社ゼンリン 京都営業所
- 6 契約金額（税込み）  
12,650,000円
- 7 契約内容  
固定資産税等の住宅用地特例解除となる京都市内全域の空き家の調査、管理不全判定等の業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の実施に当たっては、空き家のみならず、固定資産税、建築、不動産等の専門的な知識・経験や現地調査業務の遂行能力が必要である。  
このため、本業務の委託に際しては、契約の目的を効果的かつ効率的に達成するために、専門的な知識等の取得状況や現地調査業務の遂行能力を見極める必要があることから、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他履行の内容又は履行方法）におけるプロポーザルによって契約の相手方を選定する必要があったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6基準年度評価替えに係る標準宅地等の鑑定評価に関する業務委託
- 2 担当所属名  
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日  
令和4年8月19日
- 4 履行期間  
令和4年8月20日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区間之町通御池下る綿屋町520番地1 京ビル2号館6階  
公益社団法人京都府不動産鑑定士協会
- 6 契約金額（税込み）  
141,414,940円
- 7 契約内容  
地方税法第388条第1項の規定における、総務大臣が定める固定資産評価基準に基づき、令和5年1月1日現在の標準宅地等の適正な時価を求めめるため、標準宅地についての鑑定評価及び調整業務並びに帳票の作成等これに付随する業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本件業務は、令和6基準年度の評価替え作業において、土地の価格算定の基礎となる主要な街路の路線価等を付設するために、標準宅地等の適正な時価を把握する業務について不動産鑑定士に行わせようとするものであり、不動産鑑定に関する高度の専門知識と固定資産税評価に関する知識に精通している者が当たる必要がある。  
公益社団法人京都府不動産鑑定士協会（以下「鑑定士協会」という。）は、京都府内に勤務箇所を有する不動産鑑定士を正会員とする公益社団法人であり、本市の実情に精通し、本市における土地の価格形成要因を最も的確に把握しており、不動産鑑定士に対する指導・助言及び統括的業務を行うことができる委託先は他に見当たらない。また、契約の相手方は平成9年度以降の本市における時点修正に関する業務を受託しており、信頼すべき実績を有している。  
以上のことから、本業務の委託者として、鑑定士協会が、業務、実績ともに優れており、他に同等の業務を行うことができる委託業者がないため、同法人と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号



10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
電力の供給（令和4年度）（市税事務所（ビル葆光））
- 2 担当所属名  
行財政局市税事務所市民税室市民税第一担当
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月計量日0時から令和5年4月計量日前日24時まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区中之島三丁目6番16号  
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
11,425,785円（予定総額）
- 7 契約内容  
京都市市税事務所（ビル葆光）に電力の供給を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
競争入札に付し入札者がなかったため
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由  
他に契約可能な事業者がなかったため
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度当初市民税・府民税特別徴収税額通知書等作成印字、圧着、封入封緘及び配送等業務委託
- 2 担当所属名  
行財政局市税事務所市民税室法人税務担当
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日～令和4年6月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3 大同生命京都ビル6階  
トッパン・フォームズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
17,633,000円
- 7 契約内容  
令和4年度当初市民税・府民税特別徴収税額通知書等作成印字、圧着、封入封緘及び配送等業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、個人の所得情報や扶養情報等の個人情報が多々含んだ税情報を取り扱うものであり、受託者の経験に基づくノウハウや技術等により、セキュリティ対策等に顕著な差異が現れることから、主として価格以外の要素における競争によって業者を選定する必要があるため、プロポーザル方式で選定した業者と引き続き契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザル（令和3年度に実施）により選定した受託候補者を相手方として、契約を締結し、経費支出を行う。なお、当該支出負担行為は、令和3年度に締結した契約の「後続する契約」にあたるものである。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市納税お知らせセンター業務委託
- 2 担当所属名  
行財政局市税事務所納税室収納対策担当
- 3 契約締結日  
令和4年6月22日
- 4 履行期間  
令和4年6月22日から令和4年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都豊島区東池袋1-33-8 NBF池袋タワー6F  
株式会社セゾンパーソナルプラス
- 6 契約金額（税込み）  
17,270,000円
- 7 契約内容  
納付が遅れている納税者に対する電話による自主納付の呼び掛け等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
民間事業者による納税者の電話催告の実施にあたっては、高度な知識、豊富な経験が求められる。また、本件委託契約で取り扱う市税滞納者情報は、地方公務員法による守秘義務だけでなく、地方税法に基づく税情報の守秘義務により厳しく守られる情報であることから、その取扱いにあたっては、地方税の知識だけでなく極めて高いコンプライアンス意識を保持する必要がある。よって、価格以外の要素で契約業者を選定する必要があり、公募型プロポーザル方式での契約方法を採用した。  
提出された提案内容について、市職員によって構成された選定委員会において、各委員が評価基準に基づき採点した結果、最低制限の評価点の基準を上回ったため、株式会社セゾンパーソナルプラスと契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市滞納整理支援システム機能追加対応（電子預金照会）委託業務
- 2 担当所属名  
行財政局市税事務所納税室収納対策担当
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和4年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
「京都市滞納整理支援システム機能追加対応（電子預金照会）」コンソーシアム
- 6 契約金額（税込み）  
9,871,180円
- 7 契約内容  
預金照会業務について、郵送費の節減と回答結果までの日数の短縮化によるスムーズな滞納整理を行うために、新たにオンライン（LGWAN回線）から預金照会が行えるようにシステム改修を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
滞納整理支援システムは、パッケージソフトをカスタマイズしたものであり、カスタマイズ元のパッケージソフトの権利を保持している（株）シンクを含めたコンソーシアムでなければ、分析を行うことはできない。そのため、滞納整理システムの開発から現在まで引き続き運用保守を行っているコンソーシアムと随意契約を行うこととする。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
パッケージシステムのため、他社に改修を依頼できないため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市滞納整理支援システム機能追加対応（共通納税システム税目追加対応）委託業務
- 2 担当所属名  
行財政局市税事務所納税室収納対策担当
- 3 契約締結日  
令和4年9月30日
- 4 履行期間  
令和4年10月1日から令和5年4月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
地方税共通納税システム税目拡大に係るシステム改修業務（滞納整理支援システム）コンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
24,852,190円
- 7 契約内容  
令和3年度税制改正により、令和5年度調定分から共通納税システムの対象税目が拡大されることとなった。ACOS連携データの修正やクレジット払いの上限変更対応などを行い、共通納税システムの対象税目拡大に対応させる。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
滞納整理支援システムは、パッケージソフトをカスタマイズしたものであり、カスタマイズ元のパッケージソフトの権利を保持している㈱シンクを含めたコンソーシアムでなければ、改修を行うことはできない。また、本契約は滞納整理支援システムとACOSシステムとの間でデータ連携を行う必要があり、ACOSシステムの運用保守を行っている日本電気㈱、NECソリューションイノベータ㈱と協力して作業を進める必要がある。そのため、滞納整理システムの開発から現在まで引き続き運用保守を行っているコンソーシアムと随意契約を行うこととする。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
パッケージシステムのため、他社に改修を依頼できないため。

11 その他

当契約は、日本電気株式会社を代表者とするコンソーシアムが組まれている。